

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第21号

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例

新潟市立小学校条例（昭和39年新潟市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立日和山小学校の項中「新潟市中央区稻荷町3511番地」を「新潟市中央区栄町3丁目5930番地の2」に改め、同表新潟市立満日小学校の項及び新潟市立太田小学校の項を削る。

附 則

この条例中別表新潟市立日和山小学校の項の改正規定及び同表新潟市立満日小学校の項を削る改正規定は平成29年4月1日から、同表新潟市立太田小学校の項を削る改正規定は平成30年4月1日から施行する。